

仕様書

1 事業名

廃食油の回収及び再資源化事業(以下「本事業」という。)

2 目的

本事業は、町内から排出される廃食油を資源として回収し、バイオ燃料等へ再利用することで、二酸化炭素排出量の削減および住民の環境意識の向上を図ることを目的とする。また、受注者と協定を締結し、持続可能な資源循環モデルを構築する。

3 事業期間

協定締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 業務範囲

(1)協定

- 町内全域において回収された廃食油に関して、再資源化(バイオディーゼルや SAF 等)を行い、リサイクル体制の見える化を行うこと
- 回収された廃食油量、再資源化された量を本町に報告すること
- 本町が実施する町民や事業所に対して行うリサイクル体制の啓発や環境教育に対して、協力すること
- 本町における再資源化された廃食油の活用について、検討すること
- 協定書案をもとに、本町および受注者で協議し、協定書を作成し締結すること

(2)廃食油の回収

① 町内スポットの回収

- 本町が指定するスポット(別紙)で廃食油を回収すること
- スポット提供者と個別で契約し、回収のルールを定めるとともに、スポット環境の保全に努めること
- 効率的な回収を行うため、既存及び新規スポットの選定や協議を本町及び選定事業者と行うこと

② 本町が排出する廃食油の回収

- 本町管理施設等(学校施設等)(別紙)により排出される廃食油の回収
- 本町が主催するイベント等(別紙)における廃食油の回収

③ 回収全般

- ①で回収した廃食油を回収量に応じてスポット提供者に料金を支払うこと
- ②で回収した廃食油を回収量に応じて本町に料金を支払うこと
- 回収方法や回収頻度を本町及びスポット提供者と決めること

5 費用負担

業務内容の範囲における費用負担は、受注者が負うものとする。

6 留意事項等

- 受注者は、業務期間はもとより期間終了後も、本業務で知りえた機密・個人情報等の取扱いについて厳守すること
- 本業務を履行するにあたり関係法令を遵守すること
- 協定書案および仕様書などに記載のない事項や疑義が生じた場合は、本町と受注者が協議の上、決定すること

別紙

スポット(予定)

名称	場所
篠栗町塵芥処理場(旧焼却場)	篠栗町大字篠栗 4585 番 6 号
アイアイささぐり	篠栗町中央四丁目15番8号

- ・スポットは 3～4 箇所ほどの予定。
- ・受注者とスポット提供者の回収運用等の調整により決定する。

本町管理施設等

名称	場所
篠栗中学校	篠栗中央三丁目3番1号
篠栗北中学校	篠栗津波黒三丁目18番1号
篠栗小学校	篠栗町大字篠栗5026番
勢門小学校	篠栗町大字尾仲671番
北勢門小学校	篠栗町津波黒四丁目4番1号

- ・上記は必ず回収を行う。
- ・その他に回収可能な施設がある場合は、受注者と協議を行い回収する。

イベント等(実績)

篠栗町文化祭
ささぐり商工フェスタ

- ・イベントはあくまでも実績であり必ず回収できるわけではない。
- ・上記を含めた町が主催するイベントに関してはできるだけ回収を行う。
- ・回収場所等に関しては、受注者とイベントごとに協議を行い決定する。